

奈良県教育委員会告示第二十六号

奈良県文化財保護条例（昭和五十二年三月奈良県条例第二十六号）第三十八条第一項の規定により、次の表に掲げる史跡を奈良県指定史跡に指定する。

平成三十一年二月二十二日

奈良県教育委員会教育長 吉 田 育 弘

名称	所有者・住所	地域
西安寺跡	宗教法人舟戸神社 北葛城郡王寺町舟戸二丁目四一八 九番地	北葛城郡王寺町舟戸二丁目四一 八九番地